

**始まります** (平成27年10月から)

## 社会保障・税番号制度

### (マイナンバー制度)



平成27年10月から住民票を有する全ての方に「通知カード」により12桁の個人番号（マイナンバー）が通知され、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の分野で利用が開始されます。

また、法人には1法人に1つの法人番号（13桁）が指定されます。

#### 通知された個人番号は

通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送することにより、平成28年1月以降、交付通知書が送られてきますので、運転免許証などの本人確認書類、通知カードをあわせてお持ちになり、住民課の窓口へお越しください。

本人確認のうえ、暗証番号を設定していただき、「個人番号カード」が交付されます。  
(交付手数料は無料です。)

#### 通知カードを確実に受け取るために

住民票の住所に通知が届くことになっていますので、今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、住民票の異動をお願いします。

◎やむを得ない理由により、住民票の住所地で通知カードを受取ることができない方は、「居所情報登録申請書」を9月25日までに住民課の窓口で持参又は郵送してください。（9月25日必着）申請が認められた方は、登録された居所に通知カードが届けられます。

#### 〈申請が必要な方〉

- ・東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ・一人暮らしで、長時間、医療機関・施設に入院・入所されている方

申請書は、お近くの市町村、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/kojimbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojimbango_card/))などで入手又はダウンロードできます。

○問合せ先／住民課戸籍年金係 ☎ 57-2111（内線333）

